

指名停止措置の概要

1 指名停止措置事業者

事業者の名称	本社の所在地
株式会社浜屋組	矢板市本町12-6

2 指名停止措置期間

令和7年7月25日から令和7年8月24日まで（1か月）

3 指名停止の内容

日光市が発注する建設工事等

4 事実概要

当該業者（浜屋・東昭・船生特定建設工事共同企業体）は、令和5年12月28日、矢板土木事務所発注の「3・4・8号片岡西通り函渠建設工事」において、工事関係者に負傷者を生じさせた件について、浜屋組及び太平建設の従業員が、遅滞なく大田原労働基準監督署に報告しなかったとして、令和7年6月10日、大田原簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金20万円に処する旨の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

工事関係者に死亡者を生じさせたことについては、日光市建設工事等指名停止措置要綱第2条第1項別表第5項第2号に該当する。

〔日光市建設工事等指名停止措置要綱第2条第1項別表第5項第2号〕

措 置 要 件	期 間
5 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	(2) 県内における一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。
	当該認定をした日から、1月以上2月以内

問合わせ先

栃木県日光市今市本町1番地
日光市役所 財務部 契約検査課 契約係
電話：0288-21-5134